

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する迅速な危険情報等を直接区長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・東京都から防災情報をFAX及びメールで受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・東京都からの情報をさらに的確に受ける仕組みが必要である。		・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	FAX及びメール以外の仕組みを検討する。		・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)		
		R4年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達するため構築した仕組み(ホットメール)を、引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き運用していく。 ・東京都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。			・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
		現状と課題	・区長が避難情報の発令を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き運用していく。		・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用した動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	・東京都と調整し、避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。		・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
	今後の具体的な取組	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できるよう構築した仕組みを引き続き運用していく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)や避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き運用していく。 ・今後、都管理の理七調節池や善福寺川調節池など河川施設の貯水状況のリアルタイムな情報も共有を進めていく。	・東京都から防災情報を首長に直接伝達される仕組み(ホットメール)や避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き運用していく。 ・今後、都管理の理七調節池や善福寺川調節池など河川施設の貯水状況のリアルタイムな情報も共有を進めていく。		・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)		
	R4年度								
	現状と課題								
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。 ・洪水に関する避難情報の発令一般基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・台風、線状降水帯、及びゲリラ豪雨に対応する神田川、善福寺川、及び妙正寺川のタイムライン作成を検討し、作成した。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準や対象区域を定めた。	・降雨状況により急激に水位変化をもたらす都市部の河川において、タイムラインの必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。	・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・避難情報着目型タイムラインの作成にむけて、避難指示等の発令対象区域、発令判断基準について、検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・タイムライン及び発令基準等について、更に実効性を検証する。	・地域防災計画に定めている発令基準等については、地域防災計画改定時に見直しを検討していく。 ・タイムラインの必要性について検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水予報の危険度分布等の利活用促進を図る。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R4年度	・令和3年度に避難指示着目型の新宿区タイムライン(水害・土砂災害編)の避難情報について、避難勧告を避難指示に一本化するなど、災害対策基本法の改正に合わせて、新宿区タイムライン(水害・土砂災害編)の修正作業を実施した。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直し検討していく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について引き続き見直し検討していく。	・避難指示の発令にあたって、エリア分けやそれに対応する避難所等、具体的な運用については、現在「避難指示等発令マニュアル」の策定の中で検討を行っている。 ・多機関連携型タイムラインについては、作成に向け検討を行っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。	・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインの形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
		現状と課題	・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。 ・防災行政無線で、気象情報及び河川情報を放送している。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。 ・中野区防災情報メールマガジン、SNS、文字情報一斉伝達システム及びエリアメールで、気象情報及び河川情報を配信している。 ・パソコンやスマートフォンを所持していない住民に情報が伝わらない可能性がある。	・河川監視カメラについて、YouTubeにてリアルタイム配信を実施している。 ・河川水位についても区公式HPにて閲覧が可能。 ・区独自の登録制メール、電話応答サービス、電話通報サービスなどを活用し大雨・洪水情報等を周知している。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水予報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・河川の状況をリアルタイムでわかりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防防災総合情報システム」や「YouTube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から水位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供	※水害危険性の周知平常時における浸水予想の河川水位等の情報をおわせて「水害危険性」と称し、新たな方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。	現状と課題	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・非常時に作動するよう、引き続きスピーカー等の定期点検を行う。	・各種媒体を活用した情報の確実な伝達について、更に検証・検討していく。 ・現有伝達手段以外の有効な方法として、電話による一斉情報伝達システムの導入を予定している。	・河川監視カメラについて、設置されていない河川や常襲地域付近へ増設を検討していく。 ・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・今後、その他の重要な避難情報の配信も拡充していく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水予報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。	・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)		
		今後の具体的な取組	・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報ホームページ」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送するとともに、新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・新宿区洪水ハザードマップに、警戒レベルや新たな避難情報等を掲載し、区民へ周知している。	・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。また、水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信している。 ・電話による一斉情報電話伝達システムを導入し、防災会長等への情報提供を運用している。また、視覚障害者への一斉情報電話伝達システムの運用について、視覚障害者団体と協議中である。	・河川監視カメラについて、運用状況を確認・検証している。 ・水害出前講座にて、メール登録について周知を行い利用者の増加を目指している。 ・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。 ・杉並区の浸水深の予想や新型コロナウイルス感染症感染防止対策を踏まえ、建物上階などの垂直避難について記載したチラシを用いて、引き続き周知を行った。	・都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。	・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防防災総合情報システム」をより使いやすいうデザインに変更予定。(建設局) ・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)		
		R4年度							
		現状と課題							
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理運用していく。	現状と課題	・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。	・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。	・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)		
		R4年度	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する運用を引き続き継続する。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを、現在「避難指示等発令マニュアル」の策定の中で検討している。 ・防災啓発冊子等については、警戒レベルを記載し、周知を図っている。	・気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベル相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。	・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)		
		現状と課題							
⑤ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供	・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	現状と課題						【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p>	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>						<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p>	<p>計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>
<p>⑥隣接区市町村等への避難体制の共有</p>	<p>・洪水ハザードマップで、水害時の避難所を公表している。 ・当区の住民の避難経路の選択肢は様々あり、避難経路を定めることは主体的な避難行動の妨げとなることもあるため、住民の避難経路は定めていない。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・洪水ハザードマップで、水害時の避難所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所の有効性を確認する必要がある。</p>	<p>・ハザードマップで水害時の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。</p>	<p>・水害ハザードマップで杉並区内の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市の避難場所を共有する体制は構築されていない。</p>		<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>
<p>⑦要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の確認</p>	<p>・地域防災計画に定める要配慮者利用施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・地域防災計画に定める要配慮者利用施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定めた。 ・平成29年度水防法改正を受け、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法についても検討する必要がある。</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>⑧要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の確認</p>	<p>・地域防災計画に定める要配慮者利用施設で、避難確保計画未提出の施設に対して、避難確保計画作成の促進や取組支援を行い、当区の避難確保計画提出率が100%となった。 ・また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して引き続き実施していく。</p>	<p>R4年度</p>	<p>・地域防災計画改訂時に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認し、未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を引き続き確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していとも、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法を検討していく。</p>			<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い5区の独自の工夫事例について共有を図り、国土省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実態形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)</p>

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		新宿区		中野区		杉並区		気象庁東京管区気象台		関東地方整備局		東京都		取組機関	
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題											想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) 高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) 高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) 既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		今後の具体的な取組											・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。		
		R4年度											・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)		
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・東京都が公表している浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に、洪水ハザードマップを作成し公表している。 ・住民への周知方法について、現状の洪水ハザードマップを、区のHP上で公開し、庁内関係部署での窓口配布を実施している。 ・洪水ハザードマップ掲載項目 浸水予想区域、浸水想定区域、避難所・避難施設、指定公共施設、災害学習情報など	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・従前に作成した洪水ハザードマップを、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップに更新していく必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、従来のハザードマップと合わせて配布するとともに、区ホームページに掲載した。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に水害ハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。							想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) 高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局		
		今後の具体的な取組	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・都の神田川流域の洪水浸水想定区域図の公表をうけて、洪水ハザードマップの更新を予定している。 ・更新したハザードマップは、河川が氾濫した場合の浸水区域に指定されたエリアに全戸配布する予定である。また、区有施設等の窓口においても、配布予定である。	・避難所移転が生じたため、周知用チラシを作成するとともに、水害ハザードマップ修正時に更新予定。 ・水害ハザードマップについてわかりやすく解説した動画を制作し、配信することを検討中。						・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)				
		R4年度	・地域住民への洪水ハザードマップに関する講話を実施して、周知啓発に取り組んだ。 ・住民へ効果的に周知する方法を引き続き検討し実施していく。	・ハザードマップの地図面の拡大や情報面の充実したものを配布している。 ・区民活動センターやすこやか福祉センター窓口で配布している。 ・避難所(学校)の統廃合に伴う避難所変更についても、随時更新し、配布している。	・避難所移転が生じたため、周知用のチラシを作成し誤った避難が生じない様対応を行った。 ・水害出前講座において、水害ハザードマップについてわかりやすく解説した。また、広報紙に「水害に備えて」として掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。							・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)			
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題		「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。							国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局		
		体的な取組		・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。							引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)			
		R4年度		・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。							国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)			
⑪浸水実績等の周知	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～現在まで) ・インターネットでも一部公開を実施している。(R3年度から公開) ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公表するとともに、ハザードマップを配布している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水履歴を水害ハザードマップに掲載している。							ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	・過去の浸水実績の調査をしていく。 ・実績内容の統一化をしていく。 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・いつどのくらいの浸水があったかの詳細は水害ハザードマップに掲載するには限界があるため、周知方法について検討中。							・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)			
		R4年度	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～現在まで) ・インターネットでも一部公開を実施している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・住民の研修や集會時に、洪水ハザードマップの説明等を行い、浸水区域についても、過去の状況を説明している。	・浸水履歴を水害ハザードマップに掲載している。							・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)			
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	東京都管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、洪水ハザードマップや東京マイ・タイムラインの冊子を窓口で配架している。	・取り組みを促すため、東京マイタイムラインを配布している。	・改定した水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援した。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。							・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 総務局		
		今後の具体的な取組	・町会等を対象としたワークショップなどを引き続き実施して、水害リスクに関する周知を図っていく。 ・自助の取組を促すために、東京マイ・タイムラインの冊子を引き続き配布する。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。							・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)			
		R4年度	・住民に対するワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・都立高校で東京マイ・タイムラインの作成指導を実施した。	・住民に対する説明会を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・水害出前講座を通して、地域や個人の実情に合わせたタイムラインの作成の周知を行った。 ・水害出前講座では地域の特性を確認しながら、区作成のマイタイムラインの紹介も含めて個人の行動計画の重要性について周知を行った。							・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的確かな避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)			

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

④自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者名簿の個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は作成済みであり、定期的な更新を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定についての取組は進んでいるが、水害時の適用する仕組みが構築されていない。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の具体的な取組	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の定期的な更新を引き続き行っていく。 ・避難行動要支援者の個別計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組が、水害時に適用できるのか検討する。 ・想定最大規模降雨に係わる神田川及び城南地区河川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としていくことから、避難行動要支援者への対応についても検討する。 ・地域包括支援センター等へ水害ハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・水害時における避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者の個別計画の運用については、保健福祉部局をはじめとする関係各課と連携し、検討を行う。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
		R4年度	・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの周知を図った。 ・避難行動要支援者の個別避難計画策定については、他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討する。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・福祉団体連合会等の団体へハザードマップの説明会を実施し、水害リスクの周知を図った。				区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)		
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を図っている。	・住民に対するハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を図っている。	・水害ハザードマップに「私の行動計画」欄を設け、住民一人ひとりの避難計画作成を支援している。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。				・住民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組	・町会等を対象としたワークショップなどを実施して、水害リスクに関する周知を引き続き図っていく。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・町会などに対する水害出前講座などを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 ・引き続き、水害ハザードマップの「私の行動計画」欄を活用して住民一人ひとりの避難計画作成を支援していく。 ・引き続き、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布していく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)		
		R4年度	・住民に対するワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・住民に対する洪水ハザードマップ等の説明する機会を設けて、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を引き続き検討する。	・地域防災力向上のために、地域のグループなどへの水害出前講座を実施するときは、自助および共助について具体的な取り組みを交えながら水害に関する理解を深める内容とした。			・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災リーダーセミナーを実施している。(総務局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
⑤住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。		
		R4年度	・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水害関係の啓発の必要性を検討する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訓練の実施ができていないが、住民参加型の避難訓練を実施していく。	・引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討した。 ・改定した水害ハザードマップを活用し、神田川流域は、想定した浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、適切な避難行動のひとつとして、垂直避難について周知した。	・8月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施し(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)		
⑥防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	・区立学校ではすでに、小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野の授業の中で自然災害による被害の防止等について学習するとともに、小学校では防災の視点を加えた地域安全マップ作りを、中学校では普通救命講習の受講や生徒が参加した防災訓練を進めている。	・教育課程届出説明会や生活指導主任会等において、「東京防災」及び「防災ノート」等を活用した震災や風水害等の自然災害に対する安全指導を学校安全計画に位置付けて実施するよう、各校に示している。 ・各校においては、学習指導要領に基づき、月1回の安全指導や避難訓練、理科や総合的な学習等で自然災害や災害時の対応についての学習を展開している。 ・台風や集中豪雨等の災害に際しては、教育委員会から各校に対し、安全指導や安全対策の徹底について周知している。	・防災教育担当者(生活指導主任)対象の研修や災害安全に関わる関係機関が作成した指導資料等の情報提供を行っている。 ・台風や集中豪雨等による風水害の際の学校における安全指導の徹底について、学校に周知している。 ・児童・生徒に災害発生時における危険についての知識・理解、正しい備えと適切な行動等の実践力を身に付けさせるとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に活用するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
		今後の具体的な取組	・これまでの区立学校での取組を踏まえ、新学習指導要領の全面実施に向け、計画的に実施していく。	・新学習指導要領が示す内容を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの視点から各校における安全指導についての見直し及び改善を計画的に行い、一層の防災教育の充実を図る。(学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点での見直し、PDCAサイクルの確立、地域の人的・物的資源の活用)	・学校安全計画に基づいた月1回の安全指導や避難訓練の他、理科や学級活動、総合的な学習の時間等の学習に関連させた取組の中で、地域・関係機関等の外部人材を活用した授業や体験的な活動を行うなど、防災教育を充実させる。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		
		R4年度	・防災教育として、小学校で防災授業を行った。	・防災教育として、小中学校への出前講座を実施した。	・防災教育に関する副読本に沿った水害出前講座を実施し、防災教育の推進を図った。 ・通知等で防災教育に関する副読本の活用を促し、防災教育の推進を図った。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
⑦水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。	・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) ・狭隘なスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) ・必要な箇所にて、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) ・必要な箇所にて、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局	
		今後の具体的な取組	・既存の水位計と、メンテナンスフリーの危機管理型水位計との性能、価格等比較検討する。	・クラウド型の河川情報システムを区の水防活動に活用している。 ・水位計、河川監視カメラ等を良好な状態に維持するため定期点検を実施し、適切な維持管理に努めている。 ・河川監視カメラシステムのクラウド化	・河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて増設する。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(サレン・放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行っていく。(水道局)		
		R4年度								

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</p>	<p>R4年度</p>	<p>・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・水位警報装置等を適切に運用保守を進めている。</p>	<p>・クラウド型の河川情報システムを区の水防活動に活用している。 ・水位計、河川監視カメラ等を良好な状態に維持するため定期点検を実施し、適切な維持管理に努めている。 ・河川監視カメラシステムのクラウド化について検討している。(R5年度実施予定)</p>	<p>・水防情報システムの改修について検討している。</p>		<p>・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実施していく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)</p>	
---	-------------	---	---	--------------------------------	--	--	--

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>⑩水防上注意を要する箇所を確保、水防資機材の整備等</p>	<p>・河川整備の進捗状況等を踏まえ、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</p>	<p>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</p>	<p>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</p>	<p>・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・誰もが必要な時に利用出来る土のうストックを整備配置している。</p>			<p>・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p>
<p>⑪水防訓練の充実</p>	<p>・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</p>	<p>・関係機関と連携した水防訓練を実施している。</p>	<p>・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 ・住民参加型の訓練開催については、新型コロナウイルス感染症発生状況等を踏まえ柔軟に対応していく必要がある。</p>	<p>・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。</p>			<p>・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、総務局</p>
<p>項 目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>新宿区</p>	<p>中野区</p>	<p>杉並区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>⑫水防に関する広報の充実</p>	<p>・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。</p>	<p>・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。</p>	<p>・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。</p>	<p>・出水前に、広報誌等を通じて、「水害に備えて」について広報を実施している。 ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。</p>			<p>・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局</p>
<p>⑬水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討</p>	<p>・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。</p>	<p>・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。</p>	<p>・現在、消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。</p>	<p>・全国模法大会出場の機会を捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。</p>			<p>・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>⑭災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実</p>	<p>・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を把握する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。</p>	<p>・浸水予想区域の災害拠点病院の立地状況は確認済みである。</p>	<p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認した。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討している。</p>			<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>
<p>項 目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>新宿区</p>	<p>中野区</p>	<p>杉並区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>項 目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>新宿区</p>	<p>中野区</p>	<p>杉並区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>項 目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>新宿区</p>	<p>中野区</p>	<p>杉並区</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を把握し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・区役所本庁舎は、浸水予想区域内だが、予想される浸水は最大でも0.5m(1階の床下までつかる程度)と浅い。 ・浸水等に関する対策(土のうの配備等)を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・区役所本庁舎の機械室は、外部からの浸水を防ぐため床をかさ上げしている。また、地下駐車場は、出入口にシャッターを設置し、地下駐車場への浸水対策を図っている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・区役所本庁舎は浸水予想区域外ではあるが、止水版や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応している。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・必要に応じて更なる耐水化等対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に区有庁舎等があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。	備蓄している止水版や土のうの適切な維持管理を実施していく。		・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大规模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R4年度	・洪水浸水想定区域内の庁舎(特別出張所)については、事務所を2階に置く、土のうや備蓄等を用いるなどとして、洪水による浸水対策に取り組んでいる。	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。	備蓄している止水版や土のうの適切な維持管理を実施していく。		・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大规模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	

3) 冠水の排水に関する取組

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・浸水予想区域を管轄する区出先機関、地域防災会に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・区合同水防訓練では、ポンプを用いた排水訓練を実施している。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施していく。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材操作研修を継続する。		・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R4年度	・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・配備している資機材について定期的に点検を行い、適切な維持管理を実施している。 ・「ポンプ排水マニュアル」を水防業務の関係職員へ周知し、操作技術の習熟に努めている。	・配備している資機材について定期的に点検及び貫替を実施し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。		・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大规模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	

4) その他の取組

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④堤防など河川管理施設の整備(洪水冠水を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。河川区域内の樹木の伐採・伐根など適切な維持管理を実施している。 ・災害時における河川施設の修繕工事について、都度協議をしているが区と都で役割分担に明確な基準がない。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。		・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R4年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・河川区域内の樹木の伐採・伐根などの他、点検項目に基づき河川管理施設について点検を行い、適切な維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。		・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題					・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組					・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		R4年度					・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
⑥水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題					・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組					・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R4年度					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

④適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題						<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局) ・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局) ・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加圧各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局) 	【東京都】 住宅政策本部、建設局
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・東京都第三建設事務所が実施する排水ポンプ車操作講習会に参加している。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		R4年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・東京都第三建設事務所が実施する排水ポンプ車操作講習会に参加し、情報の共有を図った。 ・現在、東日本大震災や中越地震などの被災自治体を中心とした、「自治体スクラム支援会議」や「ネットワーク小千谷」などで自治体間の連携の枠組みがあるが、その中で復旧等に関する実践的な研修や情報共有を行っている。	・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R4年度	・令和4年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどDIS取扱の習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・R4年度に避難情報を発令した事例はなかった。			・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	【関東地方整備局】
		R4年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		